

第3章 施策の方向

ライフコースに沿った歯科口腔保健の推進には、様々なライフステージ¹²⁾ごとの特性を踏まえつつ歯・口腔の健康づくりを実施することが重要です。

加えて、現在の歯・口腔の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、こうしたことを踏まえ、ライフコースアプローチ¹¹⁾に基づく、歯・口腔の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

第1節 歯・口腔に関する健康格差の縮小

社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、効果的な歯科口腔保健施策に取り組んでいきます。

【現状と課題】

- 3歳児のむし歯の有病者率及び1人平均むし歯数は、年々減少しています。ライフコースの入り口である乳幼児期の多数歯むし歯は、社会経済的要因が影響すると指摘されており、3歳児のむし歯の有病者率及び1人平均むし歯数の減少に向けて引き続き効果的な歯科口腔保健施策に取り組むことが重要です。
- 歯・口腔に関する健康格差の縮小に向けて、歯科口腔保健の推進や必要な社会環境の整備に資するため、歯・口腔に関する健康格差の状態を効果的に把握する必要があります。

【施策の方向】

- 歯・口腔に関する健康格差の縮小に向けて、ポピュレーションアプローチ（一般的な地域住民を対象とした施策）を主体としつつ、ハイリスクアプローチ（歯科疾患の高いリスク者を対象とした施策）を組み合わせ、歯科口腔保健の推進に取り組めます。
- 集団でのフッ化物¹³⁾応用は、健康格差を縮小し、集団全体のむし歯予防の効果が期待できることから、地域の状況に応じたフッ化物応用に関する事業の実施を推進していきます。
- 県は市町村別等の歯・口腔に関する状況を把握し、地域における健康格差の状況把握に努め、効果的な歯科保健施策の推進に取り組んでいきます。

- 歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・維持・向上、定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を達成することによって、歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指していきます。

第2節 歯科疾患の予防

むし歯、歯周病⁹⁾等の歯科疾患は、歯の喪失の主な原因であるとともに、適切な口腔機能を維持することにも関係するため、生涯を通じた歯科疾患の発症予防・重症化予防に取り組んでいきます。

1 妊産婦期

【現状と課題】

- 妊産婦は、ホルモンバランスの変化、嗜好の変化等によって、むし歯や歯周病が進行しやすくなります。また、妊婦の歯周病は早産や低出生体重児出産のリスクを増加させる^{*}側面があります。

※ 早産・低出生体重児出産は歯周病が影響を与える疾患の一つとされ、中程度以上に進行した歯周炎をもつ母親は、そうでない母親より早産・低出生体重児出産のリスクが高いことが報告されています。(歯周治療のガイドライン 2022 (特定非営利活動法人日本歯周病学会編))

【施策の方向】

- 妊産婦等の生活習慣や生理的な変化によりリスクが高くなるむし歯や歯周病等の歯科疾患に係る妊娠中の歯科保健指導は重要であるため、市町村及び産科医療機関等と連携し、妊産婦やその家族等に対し、妊産婦の歯・口腔の健康の重要性に関する知識の普及啓発を図ります。
- 市町村において妊産婦歯科健診や歯科保健指導等を推進します。
- 乳幼児等の歯・口腔の増進に関する知識の普及啓発を推進します。

2 乳幼児期（0～5歳）

【現状と課題】

- 生活習慣の改善やフッ化物¹³⁾配合歯みがき剤の普及等により、3歳児のむし歯の有病者率及び1人平均むし歯数は、年々減少しています。
- 乳幼児期は、乳歯の萌出や永久歯の生え変わりの重要な時期であるため、定期的な歯科健診の受診や、歯みがき習慣を身につけること（仕上げみがきを含む）、よく噛んで食べる習慣の形成が重要となります。

【施策の方向】

- 市町村等で実施する歯科健診等において、定期的な歯科健診の受診等を促すとともに、子どもの発達等に応じた口腔清掃等に係る歯科保健指導について啓発します。
- 市町村等において関係機関と連携し、幼児歯科健診や歯科相談等で、むし歯罹患のハイリスク児¹⁴⁾に対して、重点的な歯科保健指導や予防処置¹⁵⁾の取組を促進します。
- 歯の生えている状態や子どもの発達等に応じた仕上げみがきの方法、間食など生活習慣とむし歯の関係について普及啓発を行っていきます。
- 妊娠期から子育て期にわたり、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診やフッ化物の応用（フッ化物配合の歯みがき剤、フッ化物歯面塗布⁵⁾、フッ化物洗口⁷⁾）やむし歯に罹患しやすい臼歯の溝を樹脂やセメントで封鎖して予防する方法（シーラント¹⁶⁾）等のむし歯予防の取組を推進します。
- 乳幼児健診、保育所・認定こども園・幼稚園等の集団健診等や歯科診療において、虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関と連携を図り、ネグレクト¹⁷⁾等の児童虐待を受けている子どもの早期発見に努めます。
- 児童相談所の保護児童に対して、歯科医師による歯科健診及び歯科保健指導を実施していきます。

3 少年期（6～15歳）

【現状と課題】

- 生活習慣の改善やフッ化物¹³配合歯みがき剤の普及等により、12歳児の1人平均むし歯数は年々減少傾向にあります。
- 少年期は、むし歯が増え、歯肉の炎症が増加し、不正咬合等がみられます。このため、学校教育の場を通して、児童生徒が歯・口腔の健康づくりの大切さを意識する環境を作ることが大切です。
- スポーツによって生じる歯の外傷への対応方法等の歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を図る必要があります。

【施策の方向】

- 学校で実施する定期的な歯科健診や保健教育等で、むし歯の予防と早期治療の推進、歯肉の炎症の予防、不正咬合の予防、セルフチェック等を充実させていきます。
- 集団生活の中で、歯みがき習慣や歯科疾患の予防に関する正しい知識を身につけることは、大変重要かつ効果的であることから、年間の指導計画に位置づけられた学校内の歯科保健推進体制の充実や、家庭やかかりつけ歯科医等との連携の強化を図ります。
- 千葉県学校歯科保健研究大会の開催等を通して、教育関係者の研修を実施していきます。
- 学校健診や歯科診療において、虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関と連携を図り、ネグレクト¹⁷等の児童虐待を受けている子どもの早期発見に努めます。
- 児童相談所の保護児童に対して、歯科医師による歯科健診及び歯科保健指導を実施していきます。
- フッ化物配合の歯みがき剤やフッ化物歯面塗布⁵⁾、フッ化物洗口⁷⁾等フッ化物の応用について啓発を行い、むし歯予防の取組を推進していきます。
- スポーツによって生じる歯・口腔、顎等の外傷、障害等を防止するためのマウスガード¹⁸⁾の使用に関する普及啓発を行っていきます。

4 青壮年期（16～29・30～44歳）

【現状と課題】

- 進行した歯周炎¹⁾を有する人の割合（CPI³⁾=3、4又はPD⁴⁾=1、2）は、30歳代が43.4%、40歳代が47.5%、50歳代が52.7%、60歳代が56.1%と、年齢とともに増加する傾向にあります。

そのため、青壮年期等においても地域や職場において定期的な歯科健診・歯科健康教育・歯科保健指導等の歯科疾患の予防及び生活習慣の改善の支援を受けることが重要です。
- 壮年期は、再発性のむし歯や歯の根にむし歯ができやすくなるため、青年期からかかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診の受診や、歯科保健指導を受ける必要があります。しかしながら、学校卒業後は歯科健診を受ける機会が減り、歯・口腔保健への関心が薄れがちになります。
- 歯周病⁹⁾は、歯の喪失の主な原因であり、近年では喫煙や糖尿病、循環器疾患等の生活習慣病との関連性が指摘されています。特に、歯周病予防の観点から、禁煙支援と緊密に連携した歯周病対策等に取り組む必要があります。
- 歯と歯の間は、むし歯や歯周病⁹⁾が発生しやすい場所なため、この部分のプラーク（歯垢）を取り除く必要があります。歯ブラシ以外の器具を使って、歯や歯のすき間の手入れをしている人について、年齢階級別にみると、令和3年度は20歳代、40歳代と80歳以上が50%に満たない状況です。
- 県では、80歳で20本以上の歯を保とうという8020（ハチマル・ニイマル）運動¹⁹⁾を推進しています。50歳代までに歯を20本以上保有している者の割合は、90%以上を保っているものの、60歳代以降減少し、80歳以上では51.6%となっています。
- 口腔がんは、50歳代以降に発生率が高まり、重症化すると日常生活への影響が大きい疾患ですが、定期的な歯科健診を受けることで、早期発見・早期治療が可能となります。そのため、歯科医療関係者の資質向上とともに、県民が口腔疾患に関する知識を持つことが必要です。

【施策の方向】

- 市町村や関係団体、企業等と連携しながら、地域や職場において正しい歯・口腔保健の知識、歯周病⁹⁾と糖尿病等全身疾患や喫煙との関連性について知識の普及啓発を図ります。
- 再発性のむし歯や歯の根のむし歯等を予防するため、フッ化物¹³⁾配合の歯みがき剤等、フッ化物応用の重要性について啓発します。
- 市町村や関係団体、事業者と連携し、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診の受診やセルフケア等の重要性を啓発するとともに、市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援します。また、国が進めている「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に係る施策の動向についても注視していきます。
- 事業主、健康保険組合等に好事例の紹介等を通じて歯科健診、歯科保健指導、健康教育の重要性について普及啓発を行います。
- 口腔がんの早期発見に向けて、関係団体等と連携し、歯科医療関係者の資質の向上に取り組み、県のホームページやポスター等による県民への普及啓発を行うとともに、口腔がん検診の実施に取り組んでいきます。

5 中年期・高齢期（45～64・65歳以上）

【現状と課題】

- 60歳代まで、歯を20本以上保有している人の割合は、80%程度であるものの、60歳代以降減少し、80歳以上で51.6%となっています。県では、80歳で20本以上の歯を保とうという8020（ハチマル・ニイマル）運動¹⁹を推進しており、引き続き、歯の喪失防止に取り組む必要があります。
- 一方、進行した歯周炎¹⁾を有する人の割合は、増加傾向にあります。自分の歯をより多く有する高齢者が増加しており、現在歯数の増加に伴い歯周病⁹⁾のリスクを有する人が増加することも、歯周病の状況が改善していない要因として考えられます。
- 高齢期は、唾液量の減少や歯肉の変化等で、歯の根にむし歯ができやすくなります。また、加齢や歯の喪失により摂食嚥下機能が低下し、誤嚥²⁰⁾が起こりやすくなります。さらに、体の抵抗力が低下している場合は、誤嚥により口腔内の菌を肺に吸い込み、誤嚥性肺炎⁸⁾を引き起こすことがあります。そのため、口腔機能の低下（オーラルフレイル¹⁰⁾）を防ぐことが重要です。
- 歯・口腔の健康状態を維持するために、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診や歯科保健指導を受けることが重要です。
- 口腔がんは、50歳代以降に発生率が高まり、重症化すると日常生活への影響が大きい疾患ですが、定期的な歯科健診を受けることで、早期発見・早期治療が可能となります。そのため、歯科医療関係者の資質向上とともに、県民が口腔疾患に関する知識を持つことが必要です。

【施策の方向】

- 歯の喪失防止を図るため、歯の根のむし歯、歯・口腔領域のがんや粘膜疾患等の中年期・高齢期に好発する疾患等に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 高齢者が自らの歯で噛むことができ、歯・口腔の健康を維持できるよう、市町村や関係団体、企業等と連携し、歯・口腔の健康づくりの普及啓発を行うとともに、市町村で実施する歯周疾患検診等の取組を支援します。

- 後期高齢者医療広域連合と連携し、口腔機能低下や誤嚥性肺炎⁸⁾等の疾病を予防するため、75歳の方を対象とした後期高齢者歯科口腔健康診査の取組の周知・啓発を行います。
- 摂食嚥下障害²¹⁾や口腔ケア²²⁾は多職種でアプローチすることが必要なため、地域の歯科医師会等の関係団体と密接に連携しながら、口腔機能管理（摂食嚥下機能等）に関与する職種に対して研修を実施するなど、人材育成や連携体制の構築を図ります。
- 高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくために、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診の受診や歯科保健指導を受けられるよう啓発していきます。
- 歯の根のむし歯等を予防するため、フッ化物¹³⁾配合の歯みがき剤等、フッ化物応用の重要性について啓発していきます。
- 口腔がんの早期発見に向けて、関係団体等と連携し、歯科医療関係者の資質の向上に取り組み、県のホームページやポスター等による県民への普及啓発を行うとともに、口腔がん検診の実施に取り組んでいきます。

第3節 口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るために、乳幼児期から中年期・高齢期におけるライフコースアプローチ¹¹⁾を踏まえた、口腔機能の獲得・維持・向上に取り組んでいきます。

【現状と課題】

- 乳幼児期や少年期において適切な口腔機能を獲得し、壮年期以降では口腔機能の維持を図るとともに、口腔機能が低下した際は回復及び向上を図っていくことが重要です。
- 口腔機能の低下（オーラルフレイル¹⁰⁾が全身の虚弱（フレイル）につながることから、ライフコースアプローチ¹¹⁾を踏まえ、高齢期以前からの生涯を通じた様々な側面から口腔機能の維持・向上のため、オーラルフレイル予防の重要性に関する知識の普及啓発が必要です。

【施策の方向】

〔乳幼児期～少年期〕

- 口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発を図り、乳幼児期の口腔機能の獲得等に悪影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導を推進します。
- 児童生徒一人一人が楽しく「食」について学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食生活を身につけられることを願って、咀嚼²³⁾の重要性も盛り込まれた食に関する学習ノート「いきいきちばっ子」を活用していきます。

〔中年期～高齢期〕

- 中年期から、口腔機能の低下（オーラルフレイル）の予防のための知識や口腔機能訓練等に関する普及啓発に取り組みます。また、個人の状況に応じて医療や介護等の関係機関と連携を図り、口腔機能の維持及び口腔機能が低下した場合はその回復及び向上に取り組みます。
- 80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための「8029（ハチマル・ニク）運動²⁴⁾」を普及啓発していきます。

- 口腔機能の低下を防ぐために、「スマイルアップ！ちば体操」や「8029健康ダンス」等の健口体操を普及していきます。

- 摂食嚥下障害²¹⁾や口腔ケア²²⁾は多職種でアプローチすることが必要なため、地域の歯科医師会等の関係団体と密接に連携しながら、口腔機能管理（摂食嚥下機能等）に関与する職種に対して研修を実施するなど、人材育成や連携体制の構築を図ります。

第4節 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する

る歯科口腔保健

障害のある人や介護を必要とする人等、在宅で生活する人も含めて、定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることに困難がある人に対し、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を図ります。

1 障害のある人

【現状と課題】

- 障害の状況によっては、摂食嚥下機能の問題を抱えていることや、口腔内の状態が把握しづらく、口腔ケア²²⁾が不十分になりやすいため、歯科疾患が重症化しやすくなります。また、歯科疾患が進行すると歯科治療がより困難になるため、歯科疾患の発症予防や重症化予防、口腔機能の獲得・維持・向上等の取組がより重要となります。このため、障害のある人がかかりつけ歯科医を持ち、地域で歯科健診や歯科治療、歯科保健指導等を受けることができる環境づくりが求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人への口腔ケアや摂食嚥下指導の重要性について、障害のある人や家族、学校、施設職員等に対して周知するとともに、研修を行うなど、資質向上に取り組めます。
- 「かかりつけ歯科医」の普及を図り、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科健診や歯科治療、歯科保健指導を受けることができる環境づくりを推進します。さらに、二次保健医療圏等、地域において、診療に困難を伴う障害のある人等の受け入れを行う医療機関について県ホームページに掲載します。
- 施設入所者等に対し、定期的な歯科健診や歯科保健指導等を実施する心身障害児者歯科保健巡回指導事業（ビーバー号事業）を実施します。
- フッ化物¹³⁾配合の歯みがき剤やフッ化物歯面塗布⁵⁾、フッ化物洗口⁷⁾等、フッ化物の応用について、むし歯予防の取組を推進していきます。

2 介護を必要とする人

【現状と課題】

- 介護が必要な人にとって、歯と口腔の健康は、食事や会話などにおいて基礎的かつ重要な役割を果たしており、さらに誤嚥性肺炎⁸⁾の予防等の観点からも重要です。
- 介護が必要な人は、咀嚼²³⁾や嚥下機能が著しく低下している場合があります。また、歯・口腔内の不衛生による誤嚥性肺炎等の問題があることから、口腔ケア²²⁾を積極的に実施していくことが重要となります。
- 介護が必要な人は、障害により、摂食嚥下機能の問題を抱えていることや、口腔内の状態が把握しづらく、口腔ケアが不十分になりやすいため、歯科疾患が重症化しやすくなります。このため、保健医療従事者や介護者が問題にいち早く気付くことや、定期的に口腔ケアや歯科健診を実施することが肝要です。入院時には個別的な口腔ケアの指導を、退院後には訪問又は通院での歯科診療を受けやすい環境の整備も必要です。

【施策の方向】

- 市町村等では、高齢者の介護予防や要介護度の重症化を防止するため、摂食嚥下に対する機能訓練を含む歯・口腔の保健医療対策を充実させ、口腔機能の向上についての正しい知識を普及啓発します。
- 在宅歯科医療における医科や介護等との連携を図るための窓口を設置し、地域における在宅歯科医療の推進と他分野との連携体制を構築します。
- 在宅歯科医療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ります。
- 摂食嚥下障害²¹⁾や口腔ケアは多職種でアプローチすることが必要なため、地域の歯科医師会等の関係団体と連携しながら、口腔機能管理（摂食嚥下機能等）に関する職種に対して研修を実施するなど、人材育成や連携体制の構築を図ります。

- 認知症高齢者やその家族を適切に支えるため、早期の段階における診断、治療と適切な対応が図られるよう、歯科医師認知症対応力向上研修を行います。また、認知症支援に携わる様々な専門職が、支援に必要な情報を共有しながら、必要に応じて助言依頼・意見交換なども行うことができるよう、県内全域で利用可能なツールとして作成した「千葉県オレンジ連携シート²⁵⁾」を普及させ、地域の保健医療・介護関係者との連携を図ります。
- 増加する要支援・要介護認定者への歯科保健医療確保のため、回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ歯科医等が連携し、円滑な在宅復帰に向け、要支援・要介護認定者の摂食嚥下指導を提供できる体制を構築します。
- かかりつけ歯科医には、安心して質の高い医療と手厚い福祉・介護を提供するため、専門医、かかりつけ医をはじめとする医療関係者と地域生活におけるリハビリテーション・介護等に関与する福祉・看護関係者と患者に関する情報を共有することが求められています。多職種連携を促進するために、入退院支援の仕組みづくりやICT²⁶⁾等の活用の検討など、効果的・効率的な連携の支援に取り組みます。
- 医療と介護サービスをスムーズに提供するため、介護支援専門員や医療機関等の関係者が介護サービスの利用者の身体・生活状況やかかりつけ医等の情報を共有するための「千葉県地域生活連携シート²⁷⁾」の活用促進等により、医療と介護の一層の連携強化を図ります。

3 病院入院患者

【現状と課題】

- 病院の入院患者に対して口腔ケア²²⁾を実施することで、誤嚥性肺炎⁸⁾の発症予防や入院日数の減少等につながると言われています。しかしながら、多くの病院には、歯科医師、歯科衛生士等が勤務していないため、病院と歯科医療機関等が連携し、病院への訪問歯科診療による口腔機能管理や看護師等が入院患者の口腔ケアを提供できる体制を構築することが必要です。
- がん等の治療は患者への身体的負担が比較的大きく、口腔内に口内炎等の合併症が生じると、摂食等QOL（生活の質）に大きな影響を及ぼします。このため、周術期²⁸⁾の口腔機能管理及び口腔ケアやセルフケア指導を行うことが重要です。

【施策の方向】

- 入院患者が適切に口腔ケアを受けることで、口腔内環境の改善及びQOL（生活の質）の向上が図れるよう、看護師等の医療従事者に対して口腔ケア等に関する研修を行うとともに、病院とかかりつけ歯科医等が連携する仕組みを構築します。
- がん患者等の周術期における口腔機能管理及び口腔ケアの重要性について、患者や医療関係者へ普及啓発していきます。

第5節 歯科口腔保健を支える社会環境の整備

歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報収集・提供、市町村その他関係者の連携体制構築、人材確保及び資質の向上、災害時等における体制確保などを通じて、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を図ります。

1 情報の収集及び提供

【現状と課題】

- 市町村等の歯・口腔保健サービスの推進やむし歯の地域間格差の縮小等を図るため、歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集と関係者への提供、及び市町村との連携協力が重要です。
- 歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発について、むし歯を予防する上で、歯みがき習慣、保護者の仕上げみがき、適切な甘味食品・飲料の摂取等、基本的な生活習慣を身に付けることが大切ですが、さらに、有効なむし歯予防手段（歯質強化等）として、フッ化物¹³⁾の応用を継続的に行うことも必要です。また、シーラント¹⁶⁾やむし歯予防効果のあるキシリトール（人工甘味料）の利用も有効な手段となります。

【施策の方向】

- 県は、幼児や児童生徒のむし歯の状況や市町村の歯・口腔保健事業実施状況等の情報を広域的に収集し、市町村その他関係者に提供します。
- ライフステージ¹²⁾に合わせたフッ化物の応用（フッ化物配合の歯みがき剤、フッ化物歯面塗布⁵⁾、フッ化物洗口⁷⁾）、シーラント、キシリトール（人工甘味料）の利用等、個人で応用可能な方法について、県民に対して正しい情報を提供し、その重要性について啓発していきます。
- 市町村や施設関係者（保育園、幼稚園、小学校、中学校、障害児者施設、高齢者施設等）を通して、フッ化物洗口等によるむし歯予防対策を啓発していきます。また、市町村その他関係者がフッ化物の応用等によるむし歯予防対策を行う場合に、効率的・効果的に行われるよう情報提供を行います。

- 歯科口腔保健に関する正しい情報について、80歳で20本以上の歯を保とうという「8020（ハチマル・ニイマル）運動¹⁹⁾」や「歯と口の健康週間」等を活用して周知・啓発していきます。

2 市町村その他関係者の連携体制の構築

【現状と課題】

- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの推進には、地域特性を踏まえ、市町村との一層の連携、学校保健、産業保健をも含めた保健・医療・福祉等の幅広い連携が重要です。

【施策の方向】

(1) 関係機関・団体等の役割

○ 県の役割

県は、県民のライフコースアプローチ¹¹⁾を踏まえた生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの推進のため、口腔保健支援センターを設置し、千葉県歯・口腔保健計画の策定、情報の収集及び提供、普及啓発、市町村格差の縮小や生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する事業、障害のある人や介護を必要とする人等の歯・口腔の健康づくり、調査研究等を、市町村、関係団体・機関、企業、大学等と連携しながら効率的かつ効果的に行います。

○ 市町村の役割

市町村では、母子歯科保健活動（乳幼児の歯科健診や保健指導等）、学校や保育園等における歯科保健の協力、成人歯科保健活動（健康教育、健康相談、歯周疾患検診等）、高齢者への介護予防活動（口腔機能の向上）等を実施しています。

今後、さらに、地域住民にとって身近で参加しやすい歯・口腔保健サービスを推進していく必要があります。

○ 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士等の役割

県民の歯・口腔にかかる保健及び医療のいずれの分野においても、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士等の果たす役割が特に重要であることから、県や市町村における歯・口腔の健康づくりの推進に協力するよう努める必要があります。

○ 教育関係者の役割

児童生徒が、基本的な生活習慣や自己観察（セルフチェック）を身に付けることなどが大切であることから、学校歯科医、保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員を中心に全教職員が共通理解を図り、発達段階に応じた口腔衛生指導等、教育の場における児童生徒の歯・口腔の健康づくりの取組に努めるとともに、地域・家庭との連携を図る必要があります。

○ 保健医療福祉関係者の役割

ライフステージ¹²⁾ごとの特性とライフコースを踏まえた歯・口腔の健康づくりの推進、また、障害のある人、介護を必要とする人の口腔ケア²²⁾や摂食嚥下指導等の推進等を図る上で、医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、保育士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）、食生活改善推進員、医療施設、社会福祉施設、医療関係及び福祉関係の団体が、それぞれの業務において歯・口腔の健康づくりの推進に努め、またその推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携・協力する必要があります。

○ 事業者・保険者の役割

事業者・保険者の役割としては、成人の歯周病⁹⁾の予防等が、生活習慣病の予防にも結びつくことから、歯科健診等が評価指標である保険者インセンティブ²⁹⁾の活用や各保険者が事業所と連携・協力を図りながら、定期的な歯科健診、保健指導の機会の確保等、歯・口腔の健康づくりの取組に努める必要があります。

○ 県民の役割

県民自らの健康の保持増進のため、日頃から積極的に歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めていくことが必要です。

例えば、日頃から歯や歯肉等の自己観察（セルフチェック）をすること、正しい方法で歯みがきをすること、定期的に歯科健診を受けることなどがあげられます。また、歯・口腔の健康づくりにかかる基本的な日常生活習慣を身に付けることができる家庭の役割も大切です。

（２）研究機関との連携

歯・口腔保健施策の決定においては、幅広い分野からの研究データが必要であり、また行政的なニーズから、今後解決しなければならない研究課題が多くなっています。今後、行政機関と研究機関、大学等との連携強化が重要です。

また、その研究結果を県民にわかりやすく提供する必要があります。

（３）かかりつけ歯科医機能の充実

ライフステージごとの特性とライフコースを踏まえた歯科疾患の予防、早期発見や治療等プライマリ・ケアを継続的に実施することにより、地域住民の生涯にわたる口腔の健康管理を行う「かかりつけ歯科医機能」の充実を図ります。

(4) 病診連携体制等の整備

「かかりつけ歯科医機能」を十分に発揮するため、病院歯科等との病診連携及び歯科診療所間の連携等、地域での歯科医療提供体制の在り方を検討していきます。

特に、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病等の患者が途切れのない歯・口腔保健医療サービスを受けられる体制を構築するため、これらの疾患の治療や介護にあたる医科と歯科の連携及び医療と介護の連携を図ります。

3 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上

【現状と課題】

- 歯・口腔の健康づくりを円滑かつ適切に実施するためには、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、教育関係者及び保健医療福祉関係者、事業者及び保険者等の意識を向上させていくことが必要です。
- 県の歯科衛生士就業者数は、令和2年末現在 5,897 人であり、人口 10 万対では 93.8 人と、全国平均の 113.2 人を下回っています。
- 高齢化の進展により在宅歯科医療の需要が増加しているため、在宅歯科医療に携わり、歯科疾患の予防や歯科保健指導を担う歯科衛生士等の確保や資質の向上が求められています。
- 市町村に勤務する歯科衛生士は 36 市町 106 名（令和5年4月1日現在）ですが、市町村の歯科保健事業の充実を図る上で、歯科衛生士の役割は重要であることから、市町村において歯科衛生士の配置を促進する必要があります。

【施策の方向】

- 人材の確保及び資質の向上を図るため、国で実施する研修会を活用するとともに、県は関係団体等と連携して、保健医療福祉関係者及び教育関係者等に対して、最新の科学的知見に基づく研修会等を実施します。
- 県民に対する保健医療サービスの提供に支障を生じることのないよう、歯科衛生士養成機関等の卒業生の県内就業の促進に努めます。
- 未就業及び就業中の歯科衛生士に対し、最新の知識と技術を習得するための研修を実施し、復職の支援及び資質の向上を図ります。
- 歯・口腔保健サービスにおける市町村の歯科衛生士の役割は大きいため、市町村等に歯科衛生士の配置を働きかけるとともに、研修会の実施等により資質の向上を図ります。

4 災害時等における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保

【現状と課題】

- 東日本大震災等の教訓から、平時から災害時の関係者の役割分担等を明らかにし、連携方策を示しておく重要性が一層指摘されています。
- 首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が懸念されており、千葉県においても近い将来に、大規模な災害の発生が予想されます。
- 大規模災害による避難所での生活は、疲労やストレス等から免疫力が低下し、加えて水不足により歯みがきや義歯の手入れが困難になり、口腔内の不衛生による誤嚥性肺炎⁸⁾等の二次的な健康被害のリスクが高くなります。また、義歯の紛失等により、食生活に支障をきたすことがあるため、平時から、災害時に歯科・口腔の保健医療サービスを迅速に提供できる体制の構築や、災害時における口腔ケア²²⁾の重要性についての普及・啓発等に努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症などにみられたような新興感染症³⁰⁾の流行等の緊急事態への対応を想定して体制構築を行う必要があります。

【施策の方向】

- 災害や感染症その他緊急事態発生時に迅速に歯科保健医療サービスが提供できる体制を整備するため、市町村及び県歯科医師会等の関係団体と、災害時等の歯科保健医療支援活動の在り方について検討を行うとともに、千葉県地域防災計画や千葉県災害医療救護計画等各種計画・マニュアルの点検・見直しを行います。
- 災害時等において口腔ケアを実施することで良好な口腔衛生状態を保持することの重要性を、平時から広報やインターネット等を通じて県民へ普及啓発します。
- 研修会や訓練等を通じて市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係機関との多職種連携強化を図り、災害時等において迅速に歯・口腔の保健医療サービスが提供できる体制の整備を推進します。

5 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究

【現状と課題】








- 県民の歯・口腔の健康づくりを推進する施策を効果的に実施するためには、あらかじめ県民の歯・口腔の健康状況について把握し、整理しておくとともに、歯科口腔保健の推進に向けたICT²⁶⁾等の活用についても検討する必要があります。

【施策の方向】


- 県は、歯科疾患実態調査等により、県民の歯・口腔の健康づくりの現状を把握、分析するとともに、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できるよう県民に提供します。
- 歯科口腔保健を推進するために、ICT等の効果的な活用について検討を進めていきます。

第6節 県民の行動目標

本計画の趣旨を踏まえて、県民それぞれが歯・口腔の健康づくりに取り組むために、県民が意識すべき分かりやすい行動目標（一例）を示し、その普及啓発を行うことで、効果的に県民意識の向上を図っていきます。（下図参照）

歯・口腔の健康づくりに向けた県民の行動目標						
	妊産婦期	乳幼児期	少年期	青壮年期	中年期・高齢期	歯科医療を受けることに困難がある人等
		0～5歳	6～15歳	16～29歳 30～44歳	45～64歳・65歳以上	
						
	妊婦歯科健診	乳幼児 歯科健診	園、学校歯科健診	歯周病検診	後期 高齢者 歯科 口腔 健康診査	
県民の行動目標※	・市町村で実施している妊婦歯科健診などを活用し、定期的に歯科健診を受診します。	・乳歯がむし歯にならないよう、正しい歯みがきや仕上げみがきの習慣を身につけます。	・乳歯や永久歯がむし歯にならないよう、また歯肉炎を予防するために、正しい歯みがき習慣を身につけます。	・市町村で実施している成人歯科健診（歯周病検診）などを活用し、定期的に歯科健診を受診します。	・口の機能（食物を口に取り込み、かんで飲み込むことなど）の維持、向上のために必要な知識を身につけ、実践します。	・家庭や施設などにおいて、歯間部清掃用器具などを用いたセルフケアを行います。 ・支援者（介護者）等が口腔ケアに必要な知識を身につけ実践します。

※これは一例であり、お一人お一人が歯・口腔の健康づくりに向け、目標を設定するよう努めましょう。



かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診しましょう